

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成30年2月26日（月）午前10時10分から午後零時10分まで

場 所 旭川地方裁判所C棟5階大会議室

出席者 司 会 者 佐 藤 英 彦（旭川地方裁判所刑事部総括判事）

法 曹 出 席 者 田 岡 薫 征（旭川地方裁判所刑事部判事）

田 中 隆 士（旭川地方検察庁検事）

清 水 健 史（旭川弁護士会弁護士）

裁判員等経験者 5人

報道機関出席者 旭川司法記者クラブ加盟記者 1人

司会者

旭川地方裁判所の佐藤でございます。本日は、年度末の忙しい中、また、お寒一中、裁判所にお運びいただきまして、裁判員経験者の皆様、どうもありがとうございます。本日はそれぞれ担当していただいた事件、審理に参加していただいた事件の審理を振り返って、それぞれ御意見を述べていただいて、今後、我々が裁判員裁判の審理を行うに当たって、参考にすべき事柄をお聞きしたいというのが本日の趣旨になります。初めに、出席している法曹関係者の方から一言ずつ挨拶をしていただこうと思います。

田岡判事

去年の4月から刑事部の右陪席裁判官をしています田岡と申します。よろしくお願いします。

田中検事

私は去年の4月から旭川地方検察庁に参りました。よろしくお願いします。

清水弁護士

旭川弁護士会の清水と申します。皆様の意見を聞いて、今後の弁護活動に役立てていきたいと思っていますので、率直な意見交換をお願いします。よろしくお願いします。

司会者

では、意見交換に入りたいと思います。最初に、裁判員として、審理に参加いただいた全般的な御感想なり印象をそれぞれの裁判員経験者の方からお聞きしたいと思います。順次ということですが、まず、それぞれの裁判員経験者の方がどんな事件の審理に加わったのか、その概要について私の方から簡単に説明しつつ、それについての印象をお話しいただこうと思います。

まず1番さんに関与していただいた事件は、罪名が殺人という事件でした。事案の概要を申し上げますと、父親に対し、持っていた包丁でその頸部を多数回突き刺すなどし、頸部刺創による出血性ショックにより死亡させたという事件でした。この事件に

については、被告人は事実関係を認めている、いわゆる自白事件というものでした。審理が行われたのは昨年の3月で、4日間にわたって御参加いただきました。ちなみに、判決は有罪の判決が出て、懲役7年という事件でした。公判は2回開かれました。まず、1番さん、そういった事件に御参加いただいたわけですが、参加した事件の審理について全体的な御感想をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

1 番

普段、殺人事件とか、そういうのは身近にないものなので、こういう事件があるのだなと感じました。

司会者

普段、接することのない、テレビドラマで見るぐらいの事件を実際に生の事件として見て、かなり強烈な印象があったのでしょうか。実際に参加してみて、結論を出すのに悩んだとか、そういった御感想はいかがでしょうか。

1 番

ちょっと悩みました。

司会者

この事件は確か、被告人が精神疾患ということで、ずっと被害者である父親の介護にあたっていた被告人が、父親を刺し殺したということで、何でそんなことになったのかという経緯が一番問題になって、弁護人もその辺りを強く主張していたと思いますが、事件の印象としてどのようなことが思い出されますか。

1 番

精神疾患の話が出て、結局、精神疾患ではない、可能性は薄いという話だったと思います。

司会者

あまりその辺りは覚えていませんか。確か、精神疾患であることには争いがなくて、それをどういうふうにするのかが問題だったと思いますが。確か、弁護人が介護疲れ事案だというふうに言っていて、そこをどういうふうに理解するかが審理のポイントだったと思いますが、また後ほど御意見をお聞きしたいと思います。

次に2番さんの事件について御紹介しますと、2番さんに御参加いただいた事件、罪名は強姦致傷という事件でした。昨年の3月に審理あるいは評議が行われ、5日間御参加いただいたことになります。事案自体については、被告人は否認しており、被害者との間で合意があったという主張をしたということで否認事件でした。最終的には、裁判所は有罪の判断をしたということになって、判決自体は懲役6年6月となりました。これについては他に大麻取締法違反あるいは道路交通法違反という事件が併合されていたので、それらを併せての量刑ということで、6年6月ということになりました。事案の概要としては、被害者に対し、包丁を突き付け、「やるか、刺されるか選べ。」などと言って脅迫して、その反抗を抑圧して、その際、被害者に全治5日間を

要する怪我を負わせたという事件でした。この事件に御参加いただいた2番さんの抱いた全般的な御感想なり印象なりをお聞きしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

2番

まずは、一言で言うと、ちょっと難しかったというような印象があったのですが、進めていく中で、だんだんそれが簡潔化していったというか、最初に受けた印象が三つあったので、三つ考えなきゃいけないという頭があったのですが、一つ一つでいいと最初に教えてもらったので、進めることができたという印象です。あとは、申し訳ないのですが、最初に裁判所に入った気持ちは、やっぱりお客さんという気持ちだったのですが、法廷の中で、ちゃんとやらなきゃいけないという気持ちもだんだん出てきたので、全般的には、参加して良い経験になったなという感じです。

司会者

さっき、三つと言ったのは、三つの事件があったということですね。それについては、一つ一つについて審理が行われて、それぞれ検討したということですね。お客さんというのは、要するに、お膳立てしてくれて、説明してくれて、ああそうかというふうに聞いていればそれで済むのかと思ったら、実際には自分で意見も言わなくてはいけないということだなかなか大変だったという趣旨ですか。

2番

そうです。

司会者

この事件は先ほども申し上げたように、合意があったという点で、被告人の話している内容と被害者の話している内容が食い違っているということで、被害者の供述している内容は信用できるのかどうか、被告人の供述している内容は信用できないとして排斥することができるのかどうかということが、審理の一番のポイントだったと思いますが、双方の供述を聞いて信用性を判断するのはなかなかしんどいというか大変な作業だったという印象ですか。

2番

はい。

司会者

どうもありがとうございました。細かい点については、後でお聞きします。

では、次に3番さんの事件について御紹介します。3番さんが参加された事件は、去年の5月に5日間にかけて行われた事件で、強姦致傷、強盗致傷、他にもいろいろあったのですが、裁判員の対象事件としては、強姦致傷、強盗致傷という事件でした。この事件については、被告人は事実関係を認めていたということでした。審理は、先ほど述べた5日間で公判とその後の評議が行われたということになります。事案の概要を申し上げますと、金品窃取の目的で被害者方に侵入して、そこでまず金品を盗み、引き続き、そこに就寝していた被害者を認めて、強姦しようを考えて、仰向けに寝て

いた被害者に馬乗りになって、口を塞ぎながら、「騒ぐな、殺すぞ。」と申し向けるなどの暴行脅迫を加えて、被害者を強姦しようとしたが、傍にいた子供が泣き出したということで、犯行の発覚をおそれて、姦淫は未遂に終わった。その際に、被害者に全治２２日間の傷害を負わせた。さらに、住戸にいた被害者の家族に発見され、逮捕を免れる目的で、その家族に対し、足を蹴って転倒させ、さらに頭部等を拳で殴るなどの暴行を加えて、家族にも全治２２日間を要する傷害を負わせたという事件でした。

この事件については、先ほども申し上げたように、被告人は事実関係を認めていたのですが、他に覚せい剤取締法違反の事件と、連続の窃盗事件が７件ありました。そういった事件が併合審理されており、７件の窃盗のうち３件について盗まれた現金の額を被告人が争うということで、盗まれた現金の額がいくらだったということに関して証人尋問が行われたという事件でした。この事件について、３番さんに御参加いただいた全般的な感想はいかがでしょう。

３番

身近にこのような事件が多発していることをあまり考えたことがなかったので、正直驚きました。件数も多かったのも、その事件を一つ一つ覚えるのが大変だったなという印象でした。

司会者

先ほど１番さんも、殺人なんて実際に目にすることがない、接する機会がないという話をしていましたが、３番さんも、実際に社会でこうした犯罪があるのかということを実感したというのが第一印象ということですか。

３番

はい。

司会者

あと、窃盗の件数が７件あって、そのうちの３件について、先ほど申し上げたように、盗まれた現金の額について、硬貨がいくらぐらいあったのかとか、確か、そのような話が問題になって争われ、窃盗の被害者３人の証人尋問が行われたのですが、本体の強姦致傷、強盗致傷については、証人尋問等は行われずに、審理自体は、時間を窃盗の方に多く使ったという事件でした。そのあたりについては、結構あれもこれもというような事件があると、混乱してしまうということはあるのでしょうか。

３番

細かい小銭について、その金額を認めていかなければならないというのは大変だなと思いました。

司会者

分かりました。また後ほどお話を伺います。

次に４番さんの事件について御紹介します。４番さんに御参加いただいたのは、罪名が危険運転致死ということになります。これについては、昨年の６月から審理が始

まって、判決宣告に至ったのが7月ということで、実際に公判審理に立ち会って証拠調べ等を見ていただいたのと、その後、我々の方で評議、話し合いをして、そして最終的に判決に至るまで実日数8日間という、なかなか負担の重い審理に御参加いただきました。事案は、運転開始前及び運転中に飲んだ酒の影響により判断能力が抑制されるとともに、前方注視及び運転操作が困難な状態で普通乗用自動車を運転し、自車走行車線の先行車両に至近距離まで急接近した後、いわゆるあおり行為を行った後、急ハンドルを切って追い越した上、時速約119キロメートル以上で走行させたことより、自車の右前輪を、前方にあった交差点の出口付近に設けられていた中央分離帯の縁石に衝突させて、その右前輪を脱落させて、操縦の自由を失い、中央分離帯を乗り越え、対向車線に進入し、その時に対向車線を進行してきた被害者運転の普通乗用自動車の右前部に自車前部を衝突させ、よって、被害者に頭蓋骨骨折等の傷害を負わせ、同傷害に基づく外傷性出血性ショックにより死亡させたという事件でした。これについては、各種報道もされていたということで、傍聴人も多かった記憶がありますし、被害者の御遺族が被害者参加ということで、ずっと審理に立ち会っていたという事件でした。この事件について、弁護側は争うという立場を述べていて、事件当時、アルコールが被告人の体内に残っていたことは争わないが、アルコールの影響により正常な運転が困難であったという点は争うという主張でした。これについては、証人の数も多く、証拠書類の数も多かったということで、なかなか、負担も重い審理だったと思いますが、4番さんの審理に御参加いただいた全般的な感想はいかがでしょうか。

4番

まず、危険運転ということに関して、過失と危険運転との区別という点で、アルコールを飲んでいるから、飲んでいないからという区別ということに関して、我々一般社会人というのは客観的にしか物事を判断できないところが一番迷ったところでした。被害者の立場で考えると、非常に頭を悩まされたという印象が一番多く残っています。

司会者

この事件については、法律判断というか、アルコールの影響により正常な運転は困難だったという生の事実というよりも、それに基づいた評価の部分があって、それをどうみるのかが非常に難しい問題があったということでしょうか。

4番

証明と可能性というのでしょうか、そのあたりが判断しづらいというか、そういう面が多々あったと思います。

司会者

分かりました。また後ほど、詳しくお聞きします。

次に、5番さんの事件について御紹介します。5番さんが参加された事件は、昨年の10月に、実日数5日間の審理を要した事件で、強盗致傷の事件でした。事案の概要を申し上げますと、金品窃取の目的で、被害者方に侵入して、そこで被害者に発見さ

れて、被害者から金品を強取しようと、つまり強盗しようと考え、その被害者に対して、両手で口を押さえつけるなどして転倒させた上、被害者のわき腹や頭部を拳骨で数回殴打するとともに、「騒ぐな、殺すぞ。」と申し向けるなどの暴行脅迫を加えるなどして、被害者から現金2万円を強取した。その際、被害者に全治14日間を要する怪我を負わせたという事件でした。これについて弁護側は、暴行脅迫を加え始めた時点で、被告人は金品を被害者から強取する目的を有していなかったもので、この事件を強盗致傷罪に当たらないという主張をしました。公判が3回開かれ、被害者や被告人のそれぞれが事件の具体的な状況について供述したという事件でした。この事件に御参加いただいた5番さんの全般的な御感想はいかがでしょう。

5番

他の方と比べると、とても重い事件というわけではではないと思いますが、家に勝手に入ってくるというのは恐い事件だなと率直に思いました。争点は暴行したときに金品を取る目的があったかなかったということだったのですが、私には専門的な知識がないので、一般的な感覚で、意思が有ったか無かったかというのを判断することに迷いがあり、一般的な感覚がどういうものかを考える機会になりました。

司会者

被害者の家に忍び込んで、金品を盗み取るという目的で入り、そうしたところ、思いがけず被害者がある場において、出くわしてしまったので、被害者に対して、暴行を加えたのですが、その時に被告人には、被害者から暴力を使ってでも物を取ろうというような考えがあったのか争いになった。人の気持ち、主観的な事情をどういうふうに認定するのかということが一番大きい審理のポイントだったわけですね。暴力を振るった時点で強盗をする目的があったのかどうかという事実を認定するのが大変だった、それについては一般的な感覚で考えるしかなかったということですか。

5番

はい。

司会者

どうもありがとうございました。後ほど、詳しいお話を伺います。

具体的な手続の中身についてお聞きしたいと思いますが、審理が始まると裁判員と補充裁判員の方には、検察官と弁護人の冒頭陳述をお聞きいただくということになります。この冒頭陳述が裁判員の方にとって、分かりやすいものであるのか、情報量として適切なものであるのか、そこがまず一つポイントになるところです。それぞれについて御意見をお聞きしたいと思いますが、冒頭陳述をお聞きいただく時の裁判員あるいは補充裁判員の方の心理的な状況についてお聞きしておきたいのですが、審理が始まって法廷に入ると、検察官、他方に被告人、被告人がいて、事案によっては、傍聴人が相当いる中で、そこに入って、初めて審理にあたるという時には裁判員の方はかなり緊張されているのではないかなと思います。1番さんから4番さんについては

裁判員の審理が始まるのに先立って選任手続を行ったのですが、5番さんについては、午前中に来て、選任手続を行って、選任されましたということで、そのまま午後に審理には突入したという事件だったので、緊張感という意味で、たぶん5番さんはかなり大変だったのではないかなと想像しているのですが、5番さんはその点はどうでしたか。初めて法廷に入る時の気持ちとか。

5番

緊張はしたのですが、私のほかにも同じ状況の方がいたので、一人だったら緊張してどうしようかなと思うのですが、それほど緊張は強くありませんでした。

司会者

5番さんに審理していただいた事件は、暴行を加え始めた時点で強盗の目的を有していたか否かということが争いになっていて、そういった否認事件で、それで冒頭陳述をお聞きいただいて、検察官と弁護人のそれぞれから、初めに、この事件はこういう事件なのでこの点に注目して審理を見てくださいといった話があったと思いますがこれについて、分かりやすさとか量とかについてどういった印象でしょうか。

5番

専門的な言葉があったので、難しいなとは思ったのですが、別室に戻ってから裁判官から説明があったので、そこで全体の流れが分かったかなという感じがしました。

司会者

この事件は先ほども申し上げたように争いがあったのですが、争いがあったというわりには、比較的、冒頭陳述はシンプルなもので、検察官の方から冒頭陳述にあたって冒頭陳述メモが配られて、弁護人からも配られましたが、検察官の冒頭陳述メモはA4用紙で1枚ということで、比較的ボリュームとしてはコンパクトなものだったのかなと思っていて、先ほどの話だと、冒頭陳述が終わった後、休廷をして、裁判所から冒頭陳述の内容をもう一度振り返りましょうということで、一緒にメモに基づいて中身を確認したと思いますが、法廷から出て評議室に戻った状態ではないと、なかなか落ち着いて、冒頭陳述の内容を検討できなかったですか。

5番

先ほどの話にも繋がりますが、緊張があって、一つ一つ頭に入れないという気持ちが出てしまって、戻ってから理解できたかなという感じでした。

司会者

ちなみに、5番さんの参加していただいた事件の冒頭陳述にはもう一つ特徴があって、今日、御参加いただいている清水弁護士が弁護人を務めていたのですが、冒頭陳述にあたって検察官はあらかじめ書面を配って、それを見ながら聞いてくださいということだったのですが、確か、弁護人は書面を配らないで、法廷の真ん中の証言台のところにお立ちになって、まずは私の話を聞いてくださいということで、お話をされた後に、後で見てくださいということでメモを配ったということがあったと思います

が、覚えていますか。

5 番

何となく覚えています。

司会者

弁護人が、まず話を聞いてくださいということで、書面に基づいてというよりも、口頭で弁護人の考えていることの概略を届けたいという意図だったと思いますが、それについて印象はどうでしたか。

5 番

今、思い出しましたが、被告人のこうした状況があつてこういうふうにしてしまったというのを感情に訴えかけるような中身になっていて、被告人は仕方なかったのかなと思ってしまったということがありました。

司会者

弁護人が伝えたかったことについては、ある程度理解しましたか。

5 番

理解しました。

司会者

その上で、書面を後で参照してくださいということで配ってもらって、後で御覧になって、改めて内容を確認したということですね。後で見返す書面がないと、口頭だけではつらいですか。

5 番

つらいということはありませんが、書面があつた方が覚えやすかったです。

司会者

他の方に参加いただいた事件で特徴的だったのが、4番さんの加わっていただいた事件については、冒頭陳述がボリュームたっぷりで、枚数にすると、検察官の冒頭陳述の方が3枚、より正確に言うと、A3用紙1枚とA4用紙1枚。弁護人の方もA3用紙2枚なのでA4用紙にすると4枚になるということで、非常にボリュームがあつた事件でした。初めは、予定時間はそれぞれ15分でやりますということだったのですが、検察官の冒頭陳述は25分くらい、弁護人の冒頭陳述の20分くらいかかり、結構時間がかかりました。さらに、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であつたのかどうかということが争いになって、これは最高裁判所の判例がありますということで、その判例の概略についての説明とその判例に基づいた、この事件についてはこういった事実がありますという、我々は当てはめと言っていますが、それが結構初めからあつて、検察官と弁護人の双方から冒頭陳述の段階で当てはめの話があつて、聞いていて、大丈夫なのかな、消化できるのだろうかと思いながら聞いていた記憶があるのですが、4番さん、検察官と弁護人が最初に冒頭陳述で、この事件はこういった点に注意して聞いてくださいというのを話したのをお聞きになって、分かり

やすさとか、消化できるボリュームだったのかどうかという点についての御感想はいかがですか。

4 番

それは問題なかったです。

司会者

そこは、分かりやすく話をしてくれたということですか。

4 番

はい

司会者

時間も相当ありましたが、そのあたりは、ある程度メモなんかに基づいて聞いていて、問題なかったという感じですか。

4 番

はい。

司会者

先ほども話がありましたが、結構最初は緊張するのではないかという話で、4 番さんが参加された審理は傍聴席が確か満席だったと思いますが、そういった関係での緊張感については、4 番さんはどのように感じましたか。

4 番

緊張はなかったです。

司会者

初めから平静でいられたかですね。分かりやすくやってもらったので、そのあたりも大丈夫でしたかね。

1 番さんにお聞きします。1 番さんの事件は先ほどお話ししたとおり殺人事件で自白事件です。これについては、検察官の冒頭陳述メモはA4用紙1枚ということで、比較的ボリュームが少ない、コンパクトなものでした。弁護人の冒頭陳述メモもA4用紙1枚でポンチ絵風のもので、そんなに文字とかが目に入ってくるものではない比較的コンパクトなものであったと思います。この事件については、なぜ長年父親の介護に誠心誠意あたってきた被告人が被害者である父親を殺すことになったのかということがポイントになるということで、その点で、弁護人も検察官も最初に冒頭陳述でそれぞれの主張の概略を述べたと思いますが、1 番さんとしては、検察官や弁護人の冒頭陳述は分かりやすいものだったか、何がポイントになっているかを理解することができるものになっていたかという点についての御感想はいかがでしょう。

1 番

分かりやすかったです。資料と併せて聞くことができたので。

司会者

資料というのは初めに配られたメモということですかね。先ほど、他の事件では、

弁護人が、まず自分の話を聞いてくださいということでメモを出さずに話し、それについて、5番さんは、言いたいことはちゃんと伝わったということでした。1番さんの事件ではメモが最初に配られて、それを見ながら話を聞くというのは、それはそれで分かりやすく良かったという感じですか。

1 番

はい。

司会者

2番さん、3番さんの事件についてもそれぞれ冒頭陳述が行われ、2番さんの事件については、検察官も弁護人もそれぞれA4用紙2枚のボリューム、3番さんの関与された事件も検察官の冒頭陳述はA4用紙2枚のボリューム、弁護人はA4用紙1枚というボリュームでしたが、2番さん、3番さんの方で、冒頭陳述の分かりやすさやボリュームについて何かお感じになったことがあれば聞きたいのですが。

2 番

自分の場合は何か所もポイントがあったので、その整理というのは、評議室に戻って裁判長から説明を受けて、改めて理解できたという感じでした。だから、法廷の中で全部分かったかと言われると、分からなかったです。緊張していたという部分もありますし。空気に慣れる前に行われていたので、自分で消化できたのは評議室に戻ってからです。

司会者

裁判が終わって、法廷から評議室に戻って、改めて冒頭陳述がどういったものだったのかおさらいしましょうかということで、改めて皆で見て、そこで理解できたということですかね。

2 番

はい。法廷の中で話を聞いていて、疑問が生じたとか分かりづらかったということはないのですが、全部頭に入って消化できていたかと言われると、法廷では消化できていなかったと思います。

司会者

3番さんはいかがですか。

3 番

緊張していたので、とりあえず話していることを聞く、出されたものを見ることに集中していたと思います。空気感というのが分からなくて、皆での話合いの時に初めて何となく理解できました。

司会者

3番さんが審理にあたられた事件は、住居侵入、強姦致傷、強盗致傷だけではなく関連するいろんな事件があって、連続窃盗事件として7件の侵入窃盗を行った上で起きたのが、裁判員の対象となった強姦致傷、強盗致傷という事件で、検察官の冒頭陳

述は、どのように窃盗をやってきたのかということについて、一つ一つ、何日に、どこで、どのようなものを取ったのかというのを並べて、その上で、さらに強姦致傷、強盗致傷の時にはこのようなことが起きたという内容の冒頭陳述だったと思います。細かいところよりも、事件の流れを理解してもらいたいというのが、多分、検察官の意図だったのかなと思いますが、そのあたりについては、理解はできましたか。

3 番

そこは分かりました。

司会者

冒頭陳述に関して、それぞれの方から御意見をいただきましたが、検察官や弁護人から冒頭陳述について何か御質問等があれば、裁判員経験者の方にしていただこうと思います。

清水弁護士

弁護人の冒頭陳述は、おそらく弁護人によってスタイルが異なるかなと思いますが、今、聞いていると、そこまで分かりにくいという感想はなかったと思いますが、例えば、部分的に見て、こういうところが分かりにくかったとか、そういうものがあれば、誰でもいいから教えていただければと思います。

司会者

今の点について、聞いていると分かりやすかったとおっしゃっていただいたのですが、逆に分かりにくいというか、これはどうかなとお感じになった部分もあるのではないかとということで、もしお感じになった部分があれば教えていただけないかという趣旨ですかね。いかがですか。皆さん分かりやすかったということでよろしいですか。

2 番

自分の時は、弁護人の方は争う部分の主張は分かりやすかったのですが、検察官の方は言いたいことが分からない部分がありました。

司会者

2 番さんの事件は強姦致傷という事件で、そもそも合意があったという主張を弁護人がしていて、検察官の冒頭陳述は、その事件に至るまでの経過を、何時何分にこのように思ったとか、何時何分にこのようなやり取りをしたとか、そういった経緯を細かに挙げて、被害者の証言の信用性を判断する上で、見ていただきたいのはここですということが書いてありました。ただし、見てもらいたいことは書いてあったけれども、こうだから信用できないというのは書いてないので、これから証拠調べを行う上で、なかなかその点だけで提示されても、何を言いたいのか理解しづらかったということですか。

2 番

はい。

司会者

他に、この点については冒頭陳述で考えてもらいたいことはありますか。先ほどから話があるように、聞いている分には分かりにくいというわけではないけれども、緊張していることもあって、全部が全部、頭にスッと入るわけじゃなくて、落ち着いて皆で評議室で話している時に、ああなるほどこういうことなのかというように整理できるという意味で、情報量がどうなのかという感想を持ったところですが、その他に、何か冒頭陳述について改めてもらいたいという御意見等がありますか。

清水弁護士

3番さんの事件は、おそらく、メインになっている部分と、尋問を行った部分がちょっと違うと思っていて、私が担当した事件ではないので想像で言っていますが、弁護人が行った冒頭陳述では、争点である窃取額について延々と述べたと察するのですが、これが事件の理解についてどれほど役にたったのかという感想があれば教えてください。

3番

とにかく、金銭のことが細かくて、どの事件のことか分からなくなりました。難しいなと思いました。

司会者

この事件は先ほどから申し上げているとおり、本体の強姦致傷、強盗致傷については争いがなくて、弁護人が冒頭陳述で述べたのは、一連の窃盗を含めて何でそのようなことをするに至ったのか、そういう犯罪に手を染めるに至った経緯について述べて、その上で、窃取された現金の額に争いがある事件が7つのうち3つあるということを付け足し程度に話がありました。その点について、バランス的にも争点について弁護人が述べた時間が非常に短かったので、それが審理にあたってどれくらい役にたったのかという趣旨ですかね。

3番

覚えていないところがあります。

司会者

要するに、たくさんの事件があると、なかなかその場で整理しきれないので、弁護人がどのような冒頭陳述をしたのかということも、あまりはっきりした記憶がないという感じですか。

3番

そうですね。

司会者

冒頭陳述についていろいろお聞きしたところですので、その先の証拠調べについて意見等をお聞きしたいと思います。証拠調べについてはだいたいのパターンとして、まず検察官の請求した証拠書類の取調べが冒頭陳述に引き続いて行われて、そこで、例えば、現場の図面であるとか写真であるとか、あるいは捜査官が取り調べたいろん

な事情に関する報告書などを御覧いただいたと思います。だいたいの時間については、1時間前後ということが一般的なところで、5番さんの御参加いただいた事件は30分くらいで書証の取調べが終わったと思いますが、他方、4番さんが関与された危険運転致死は書証だけでも80分、1時間半近くあったということで、結構ボリュームがあったと思います。最初に、書証について、内容の御感想をお聞きしたいと思いますが、例えば現場の図面や写真といったものを拝見していただいたと思いますが、分かりにくかったとか、事案の理解が困難だったなどの感想とかがあればお聞きしたいのですが、1番さんはどんな印象ですか。

1番

分かりにくいということはなかったです。

司会者

確か、現場の図面であるとか、犯行現場の写真であるとか、被告人が犯行に及ぶ前に自宅で段ボール箱に包丁を突き刺す練習をした際のその段ボール箱の写真とか、もちろん、被害者の死因に関するものとか、そういったものがあったと思いますが、そのあたりは分かりやすかったということでしょうか。

1番

はい。

司会者

2番さんはその点についてどうでしたか。

2番

図面だとか、凶器に使った包丁の写真が出てきましたが、印象に残っているのはLINEの記録です。アニメーションとして出てきたので。

司会者

被害者が、友達との間で交わしたLINEや被告人との間で交わしたLINEを、スマートフォンのディスプレイに映しだしたところを写真に撮って、その写真が証拠として出てきたということですね。

2番

弁護人の証拠は写真でしたが、検察官のLINEはパワーポイントで図で出てきたので、すごく分かりやすかったです。

司会者

目で見てパッと分かったということですか。

2番

力の入り方から、ここが大事だなと思いました。確か、現場の写真は2枚くらいしかなかったと思います。

司会者

やはり、視覚的に訴える証拠は分かりやすいということですかね。3番さんはどう

ですか。

3 番

強姦現場で争ったところの写真とかを見て、こうやったのかとか、どっちの手でどうしたとか、具体的で分かりやすかったと思います。

司会者

3 番さんの事件については窃盗がたくさんあって、一つ一つの事件についてできるだけコンパクトに内容を整理して皆さんに提示しようと、検察官は相当に御苦労されていたと思いますが、そのあたりの印象についてはどうですか。

3 番

具体的で分かりやすかったです。

司会者

4 番さんの事件は、先ほど申し上げたように、書証の取調べだけで1時間半近くかかったものでしたが、現場の交差点の見取図があって、それぞれの地点、A地点からB地点までの距離がどれくらいだとか、路上に擦った跡があるという図面とか、先行車両の車窓から見える風景の写真、国道のところでお店の前を通りかかった時の防犯カメラに撮影されていた画像とか、コンビニエンスストアでの様子を写したものも入っていました。どのように車を止めていたのか、まっすぐに止めていたのか曲がっていたのかというような話もありました。ボリュームとか分かりやすさはどうでしたか。

4 番

写真自体は何も問題ないのですが図面を見ると、A点からB地点まで何分だとか、そういったものに関しては理解する前にこういうことかなと判断するしかないです。

司会者

パッと見て交差点の形状は分かるけど、そこに例えばメートル数とか細かい数字が入っていて、その細かい数字がどういう意味を持っているのかはパッと見ただけではなかなか理解が難しいということですか。

4 番

説明されて、初めて理解したということになります。

司会者

道路交通に関する犯罪については、だいたい実況見分調書という図面において、そこに細かく記載されていることにどのような意味があるのかということを巡って双方が争うことが結構多いのですが、それはやはりパッと見ただけではなかなか理解が難しいということですか。

4 番

分かりませんね。説明していただいて、初めて、ああなるほど、この区間を何キロで走ったのかとか、ブレーキをこのあたりでかけたのかとか、自分の運転と比べてちょっと違うなとか、そのスピードでは無理だなとかを判断しました。

司会者

説明していただかないと分からないというのは、法廷でパッと見ただけでは分からないということですか。

4 番

説明していただく前に自分で見ただけでは分からないということです。

司会者

逆に言うと、検察官なり弁護士から、この証拠についてはこういうことですよということを説明されれば分かるということですか。

4 番

はい。

司会者

いずれにしてもボリュームがあって、大変だったと思います。5 番さんのものは、先ほど申し上げたとおり、コンパクトなものでしたが、どのような印象ですか。

5 番

事件の現場は比較的狭い玄関だったのですが、写真として家の外観と玄関の中を2か所くらいの地点から撮ったものと、見取図があったと思いますが、見取図には全部何センチと書いていて、現場の大きさがどういう状況かというのは、頭にスッと入ってきました。

司会者

玄関先、たたきとその上がったところの玄関ホール、ホールに接着した2階に上がる階段の上り口、リビングから玄関ホールに出てくるドアの位置がどこにあるとか、そのあたりの状況を具体的に頭に思い浮かべることができるようにして、被告人や被害者の話を聞けるようにしたいというのが検察官の意図だったのではないかと思います。そのあたりは比較的分かりやすく入ってきたということによろしいですか。

5 番

頭にスッと入ってきたので、その後の説明も、この場所でこういうことがあったというのは分かりやすかったです。

司会者

一通り書証についての御意見を伺いましたが、検察官の方で、書証に関して、何か裁判員に聞いてみたいことがあれば、お聞きいただこうと思いますが、いかがですか。

田中検事

特段ないのですが、引き続き、なるべく分かりやすい証拠を出して、皆さんがイメージしやすいように提供していきたいと思います。

司会者

これは実際の審理の時にもお話したことですが、裁判員裁判の審理に提出される証拠というのは、元々の証拠のうち、検察官と弁護士でこれについては証拠として使っ

て構わないというように了解が取れているもの、それを分かりやすい形で整理し直しして作っていただいているというような御説明をしたと思います。あれを作るのに検察官は御苦労されていて、どのようにまとめたら、分かっていたんだろうかと日々知恵を絞っていらっしゃるわけですが、少なくとも、出てきたものについては分かりやすいものになっていると裁判員経験者の方は評価しているということによろしいですかね。

次に証人尋問の話に移ります。それぞれの事件でどのような証人尋問が行われたということですが、まず1番さんの殺人事件については、精神疾患の関係で、精神科の医者が来て、精神疾患とはどのようなものか、それが本件に対してどういう影響を及ぼしたのかについて御説明していただいたと思います。元々、この事件については、弁護人の方で責任能力を争うとか、そういった主張をしていなかったのも、そもそも精神疾患とはどのようなものか理解してもらいたいということで検察官の方もそういった考えで、検察官が精神科医の医者を証人として請求したのと、被告人の親族の方が情状証人として来たという事案でした。2番さんの強姦致傷については、合意があったかどうかということが争いになったということで、被害者の方とその友人が証人として出ました。被害者を助けにいった友人でしたかね。さらに、3番さんの時は、現金の窃取額に争いがあるということで、被害者3名の尋問が行われました。先に5番さんの方を申し上げると、犯行がどのような事情だったということで被害者の方と、あと、娘さんが付随的に周辺事情を説明するというのでいらっしゃるって、弁護人が被告人の母親の尋問を実施しました。1番さん、2番さん、5番さんにそれぞれお聞きしたいのですが、証人尋問がどんな話だったか覚えているかどうか、忘れてしまった部分もあると思いますが、証人尋問についての分かりやすさについて何かあればお聞きしたいのですが、2番さんはいかがですか。

2番

合意があったかなかったかの裁判だったはずですが、被害者の証人尋問の時、検察官の質問は、合意があったかどうかを直接聞いていなかったと思います。経緯をずっと聞いていて、被害者への証人尋問はちょっと分かりづらかったと感じました。分かりづらかったというか、合意があったかどうかを聞かなかったのも、聞いてはいけないのかなという感じを受けました。

司会者

検察官としては、そもそも事件に至るまでの経緯で、どのようなことがあったのか、それを踏まえて、こういった状況からすると、合意があったとはとても考えられないという主張をしたいということで、経緯とかその場面に直接関わることもより周辺の事をお聞きになったようですが、要するに、何でそのようなことを聞くのかという趣旨が分かりにくかったということですか。

2番

はい。

司会者

5番さんの事件は、被害者に対し、実際にどういうふうにされましたかという話をしていたと思いますが、これについてはどうですか。今の2番さんの事件とは事情が違うと思いますが。尋問が分かりやすいものだったかどうかについてどうですか。

5番

被告人があまり詳しいことを覚えていないような感じだったことは覚えています。

司会者

被害者の方はどうでしたか。

5番

感情的になっていて、恐かったということを話していたのですが、具体的にどういうことをされたとか、お金を要求されたということに関しては、その時は恐くてはつきりと覚えていないという話をしていました。

司会者

恐かったということはおっしゃっていましたが、具体的な状況がその被害者の話を聞いてもちょっと分かりにくかったという感じですかね。

1番さんの事件の証人は精神科医の話ということで、非常に難しいというか、専門的な話で、精神疾患とはどういうものかという話だったと思いますが、何か印象として残っていることがあればお聞きしたいのですが。

1番

話が難しかったです。紙で同じ内容を書いたものを見ましたが、分かりやすくはなかったです。

司会者

専門家の話というのは、やはりなかなか難しいものだったという感じですかね。

次に3番さんの事件の証人は、現金の窃取額がいくらだったのかということを巡って、それぞれ被害者がここにいくらあったはずだという趣旨の証言をしたと思いますが、その証人尋問をお聞きになった時の分かりやすさ等についての印象はどうでしたか。

3番

財布の中身の話で、すごく細かい部分を言っていたので、皆、覚えている限りでは一生懸命言っていました。

司会者

前の日に確認したから間違いはないという話とかでしたかね。

3番

はい。だいたい金額を言っても、さらに質問攻めみたいな感じになっていて、正直かわいそうだなと思いました。泣きそうになっていたんで、ここに立たされている

だけでも大変なのだと思います。

司会者。

次に、最後に回した4番さんの事件ですが、証人が何人いたかという、事件の直接の目撃者が2名、被告人の前を走っていた車の運転者と同乗者ですが、さらに事故が起こった後にその現場に通るかかって、事故後に被告人がどんな様子だったかを見ていた通りがかりの目撃者、被告人の車が国道を通過した時の速度が何キロだったのかを算出した警察官、コンビニエンスストアで被告人が缶ビールをまた買った時の歩いている様子、それがどれくらいふらついている状況だったのかを画像解析の手法で証言された専門家、一般的な説明としてアルコールが人体にどういった影響を及ぼすのかということを証言した医者ということで6名でした。その証人尋問については、4番さんの印象に残っていることについて、何かあればお聞きしたいと思います。

4番

一番印象に残っていたのは、前方を走っていた車に乗っていた方々の話が食い違っていたことです。

司会者

どの地点で被告人が前を走っていた車を追い抜いたのかについて、追い抜かれた方々で認識がかなり違って、200メートルくらい離れていて、それについて、それぞれが違う話をしているがどうなのかということがありました。他に、警察官であるとか、画像解析の専門家であるとか、医者についてはどうですか。

4番

画像解析は、我々は見せてもらっただけで、ああそういうものなのかなという判断しかできません。

司会者

警察官の尋問はどうでしたか。分かりやすかったですか。

4番

ああなるほど、そういうことなのかという感じです。

司会者

その説明を納得するかどうかは別にして、どういう話をしているのかということ自体は比較的分かりやすかったですか。

4番

極端に言うと、判断材料としては乏しいかなということだと思います。個人的には。判断するのは難しいなと感じました。

司会者

証人尋問を聞いても、その重要性を直ちにその場で理解するのはなかなか難しかったということですか。

4番

はい。

司会者

ああなるほどということで、パッと結論が出てくるような証人ではなかったですか。

4 番

はい。事故を起こした、起こされたというようなことしか、まずは最初には思わなかったですね。

司会者

4 番さんの事件は、証人の数も多かったので審理も長くなったのですが、それについての御負担という点についてはどうですか。

4 番

それはないです。

司会者

疲れが溜まって、仕事への影響とかも含めて。

4 番

そういうのはないです。

司会者

証人尋問の在り方等について、検察官、弁護人から何か聞きたいことがあれば、お聞きいただこうと思いますが、いかがですか。

清水弁護士

先ほど、証拠写真や実況見分調書とか、現場の状況を先に書類で見せられた後に、特に被害者の尋問とかで、どういうふうに殴られたとか、犯行の態様というのが語られると思いますが、どういう場所でどういうことが行われたというのを皆さんに伝えるというのは、おそらく検察官も弁護人も今のところうまくいっているとは思わないのですが、こういう理由があったからよく分からなかったというものがもしあれば参考のために教えていただきたいのですが。

司会者

実は、検察官、弁護人とも、本当に証人尋問が裁判員の方に分かりやすく届いているのかということについて、かなり自分に厳しく見ておられて、分かりやすく尋問を聞きましたという話をしていただいたけれども、実はそうではないこともあるのではないかと思います。例えば、2 番さんは、先ほど、周辺的なことばかり聞いていて分からなかったというような話があったと思いますが、いかがですか。

2 番

争点になるのは、被害者に包丁を突き付けてどうのこうのということだったのですが、そこをあまり掘り下げないというか、聞いてはいたのですが、すぐ終わってしまいました。書類では詳しく書かれていたのですが、そこを聞いてはいけないのかなというように感じて、被害者が女性なので、きちんと聞くのは難しいのかなと思いました。

た。分かりにくい分かりやすいという点では、証人尋問ではサッと流れてしまったので、書類を見て判断するしかないなという印象でした。

司会者

先ほども申し上げましたが、何でそういう聞き方をしているのか、例えば、今の件であれば、検察官がなぜそのような質問をしている意図がなかなか分からないということですか。

2 番

はい。

司会者

その関係で言うと、5 番さんの事件では、被害者の証言で、恐かったと繰り返し言うけれども、具体的にどうだったのかがなかなか伝わりにくかったという趣旨の話をしていたと思いますが、このようにしてもらえたらというのがあればおっしゃってください。

5 番

タッチペンで、本人がどの場所にいたか、犯人がどちらの方向を向いていたかというのを書いていたのは、口で言うより分かりやすいと思いました。

司会者

例えば、現場の図面をディスプレイに表示して、どの場面で被告人と目を合わせたのかとか、どの場所に倒されたのかとかを、タッチペンでいろいろ書き込んでいたのですが、それは分かりやすかったということですか。

5 番

はい。

司会者

結構、この手の事件というのは、被害者や被告人に状況を再現させて、この時にこういうふうにされたとか、こういうふうにしましたとかという写真を撮って、口頭での説明を補うものとして使うという手法もあると思うのですが、この事件ではそういう写真はなかったですか。

5 番

はい。

司会者

そういった写真があった方が分かりやすかったというような感想はありますか。

5 番

いや、特に。今回は、丸で囲んだりして分かりやすかったです。

司会者

検察官、弁護人から、他に何か、今の2 番さんや5 番さんの関係で追加でお聞きになりたいことはありますか。

清水弁護士

法廷で再現ということで、体を動かして実演させたという件はありますか。

司会者

こちらの裁判員経験者の方が参加された事件ではなかったかもしれません。

次に、被告人質問についてはどういう印象でしょうか。まず1番さんからお聞きしますが、なぜこのような事件を起こしたのかということについて弁護人から質問して被告人自身に語ってもらい、検察官から補充して、それぞれ1時間ずつ、事件の状況について質問があったと思いますが、これについて分かりやすさとか趣旨が理解できたとか、そのあたりについてはどういう印象でしたか。

1 番

それが一番よく分かりませんでした。言っていることがあまり分かりませんでした。

司会者

それは、内容が分からないということよりも、被告人の気持ちが理解できないということですか。

1 番

はい。

司会者

2番さんについては、被告人質問が弁護人から90分ということで結構ボリュームがあったと思いますが、経緯からずっと話してもらいましたが印象はいかがでしたか。

2 番

これが一番覚えていて、ちょっと具体的な話になりますが、確か、お説教をして、お説教の後に、ことが起きたという事案でした。

司会者

被害者に対して、お前の態度は何だと被告人が説教をしたという話ですね。

2 番

3時間説教した後に、ことが起きたということで、弁護人はいいい雰囲気になったと言っていましたが、被害者は殺されるからということだったので、その矛盾点を争点にしてくれなかったというか、検察官には、その空気になったのはおかしいのではないかという質問を聞いてもらいたかったです。

司会者

被告人の発言が不自然に聞こえた時に、その不自然さを掘り下げるような質問をしてもらいたかったということですか。

2 番

はい。

司会者

分かりました。ありがとうございました。3番さんの事件では、窃盗の事件がいろ

いろあった関係で、弁護人が60分聞いた後に、検察官が2時間聞いたという事件だったと思いますが、被告人質問についての御感想とか印象とかあればお聞きしたいと思うのですが。

3 番

被告人は覚せい剤をやっていたので、覚せい剤の影響でこういう悪いことをしてしまったのかなと思いました。被告人は、証言台に立って話している間は、反省しているという印象でした。

司会者

比較的、被告人の言い分は分かったということによろしいですか。

3 番

はい。

司会者

分かりました。4番さんの事件については、被告人はどうして酒を飲みながら車を運転したのかとか、どういう状況でビールを買ったのかという話を、検察官と弁護人がそれぞれ1時間ずつ聞いたのですが、何か印象に残っていることはありますか。

4 番

被告人の印象はありません。

司会者

特に印象に残るような尋問ではなかったということですか。

4 番

はいそのとおりです。弁論じみたことは一切話していなかったと思います。

司会者

あまり被告人の生の声を聞いたという印象がなく、今は全く記憶に残らないぐらいの印象しかないということですか。

4 番

はい。

司会者

分かりました。5番さんの事件では、被告人に対する質問は分かりやすいものでしたか。

5 番

お金がないという話をされていて、最初はそれしか情報がなかったのですが、質問の中で、芝刈機を最後まで残したという話をされていて、それはなぜかという、それを使って仕事をしていて一番大切な物だからという話をしていたので、そういう背景があるという詳しい状況が分かったという印象でした。

司会者

被告人はお金に困って、事件に及ぶ前に自分の物をあれこれ売って、最後に芝刈機

だけは売らなかったで、何で芝刈機だけ残したのかということに関する被告人の説明が納得いくものだったということですか。

5 番

はい。質問自体は端的に一問一答になっていて聞きやすかったです。

司会者

被告人質問に関して検察官や弁護人から何か聞いてみたいことがあればお聞きいただこうと思いますが、いかがですか。

清水弁護士

4 番さんについてですが、被告人の言ったことはほとんど記憶に残っていないということで、覚えていないという話だったのか、それとも、例えば、弁護人から、こうでしょ、こうでしょと言われると、はい、はいと言ってしまい、記憶にも残らないと思いますが、どちらでしょうか。

4 番

後の方です。

清水弁護士

分かりました。ありがとうございます。

司会者

被告人の言い分が裁判員の方に伝わるように弁護人もいろいろ聞き方を工夫し、検察官も、自白していれば別ですが、争っているということであれば、被告人の言っている弁解の内容が不合理なものであるとか、不自然なものということを感じ取っていただきたいという観点で尋問を行っているところですが、いろいろと御意見もあったところなので、検察官も弁護人も、参考になるところがあれば、参考にさせていただきたいと思います。

最後に論告、弁論について、お聞きしたいと思います。論告、弁論のボリュームについて、1 番さんの殺人事件については A4 用紙 2 枚、A3 用紙換算で 1 枚、弁護人の方も同じ量ということで、量としては標準的だったと思います。2 番さんの事件については、被告人が否認していたということもあって、結構大部で A3 用紙に 2 枚というボリュームの論告があって、弁護人の方も弁論もそこそこありました。3 番さんの強姦致傷、強盗致傷について、論告自体は平均的な A3 用紙 1 枚程度でしたが、いろんな事件があって、その中で強姦致傷、強盗致傷という非常に重い犯罪類型があったので、量刑をどうするのかという難しい問題があって、検察官は強姦致傷、強盗致傷だけだったら 10 年が相当で、他にこういったこともあるからトータルで 15 年の求刑をしたというのが特徴的だったという印象がありました。4 番さんの事件は、論告も大変でした。30 分くらい行ったかと思います。A4 用紙にすると 4 枚、A3 用紙で 2 枚でした。先ほど言いましたが、先行している自動車の運転者と助手席に乗っている方の証言が、どの部分で被告人車両が追い抜いていったのかということについて、それぞ

れははっきりと異なる供述をしていたにも関わらず、論告で全くその点の言及がなく、弁護人の弁論でも全く言及がなく、実は、評議の時にどこから議論を始めていいかわからないということで困ったということがありました。最後の5番さんの事件について、これも比較的平均的な量であったと思います。それぞれ論告、弁論について、分かりやすいものだったかどうかについて御意見、御感想をいただきたいと思いますが、1番さんから順番にお願いしてもよろしいでしょうか。

1番

まとめられていて、すごく良かったです。

司会者

2番さんはどうですか。

2番

書かれている内容は分かったのですが、焦点となっていたところとずれたところがあったと思います。強姦かどうかという判断で、合意があったかどうかというポイントはそこなのかなという感じでした。

司会者

検察官が提示している枠組がいまひとつピンとこなかったということですか。

2番

出ているものは分かるのですが。

司会者

言っていること自体はおかしいのではなくて、合意があったかどうかを判断する時のポイントがスッと納得いくものではないということですか。

2番

はい。

司会者

そのあたりはなかなか評価が難しいところだと思います。3番さんはどうですか。論告、弁論は結構ボリュームがあって、いろいろ詰め込まれたと思います。現金についての被害者の証言を信用できるかどうかについて論じた上で、最終的に全体を見て、罪がどれくらい重大なものなのかを論じたものだと思いますが、聞いた御感想等はどうでしたか。

3番

併合罪ということで、難しさはありましたが、分かりやすかったと思います。

司会者

分かりました。4番さんはどうですか。

4番

検察官も弁護人も両方とも決定打がなかったのではないかという気がしています。こうだから間違いはないという決定的なものはなかなか出てきていないのではないかと

いう気がしました。

司会者

それだけ難しい事件だったということなのかもしれません。先ほど、どこで追い抜いたかについてその場で解決しなかったという趣旨のことを言って、本来であれば、論告なり弁論なりで、こうだからこちらの人が言っているとおり認めるべきであるという主張があれば、もう少し納得しやすいものだったかもしれません。

5番さんは最後の論告、弁論について、どのように感じましたか。双方の主張のまとめの部分になりますが。

5番

暴行を加えた時に金品を奪う目的があったかどうかというのは、どっちとも取れるというか、気持ちの問題というのが大きいと思うので、決定打みたいなものは見えづらいのかなと思いました。

司会者

なかなか事実認定は難しかったし、論告、弁論を聞いてもそれだけで納得するのは難しかったですか。

5番

はい。

司会者

検察官、弁護人から、論告、弁論に関して何かあれば、お聞きいただこうと思いますが。

田中検事

2番さんの御意見は、検察官が被害者への質問の中で、合意があったか無かったかを直接はつきり聞いていないということから、論告に書いている内容と、焦点となるところにずれがあるのではないかと感じたということですか。

2番

端的に言うと、さっきも言ったように、2時間だか3時間だか説教した後に、そういうことになる合意があったというのは、普通に考えて、考えにくいシチュエーションだったので、そこをもっと被告人も被害者にも質問してほしかったと思います。論告、弁論にもそこがおかしいとは書いてありましたが、前後の動きの方がポイントになっていたので、間違っているとは思っていないのですが。

司会者

この事件は被告人が被害者とかSNSか何かでコンタクトを取っていて、意気投合して、じゃあ遊びに行くよということで、被害者の家に遊びに行った。それで被告人と被害者は初めて顔を合わせた。その後、しばらく被告人が、被害者のところに何日か居候するといった状況になった。ところが、被害者はいざ被告人が来ていろいろ話をしてみると、ちょっとタイプではないということで、被告人をほったらかしにして

どこかに出掛けてしまうということがあって、それに対して、「おまえ、呼んどいて、何だその態度は。」ということで、この事件の直前も被害者がちょっと家から出ていて、「帰ってこい。」と言っても帰ってこなくて、帰ってきたところに、「おまえ、客を呼んでおいて、その態度は何だ。」ということで3時間説教した。3時間も説教した後で、何でそのようないいムードになるのかという話自体の不自然さが一番気にかかったということですね。それ以外にも合意の不存在を示すような客観的な事情もあるのですが、話自体の不自然さを聞きたかったとおっしゃっているように聞こえましたが、そのような感じですか。

2 番

そうです。

田中検事

ありがとうございました。

司会者

評議の在り方について、評議でこのようにしてもらいたかったというリクエストがあればお聞きしたいのですが。あるいは、これは嫌だったということがあればお聞きしたいのですが、いかがですか。よろしいですか。

最後に、いろいろ振り返っていただいたところですが、もう一度裁判員裁判に参加しての御感想あるいは今後裁判員として審理に参加される方の何かメッセージ等があれば伺いたいのですが、1 番さんからよろしいですか。

1 番

最初に言いましたが、殺人事件とかそういうのに興味というか関心がなく、ニュースでの流し見程度くらいしか見ていなかったのですが、こういうことが起きているのかということを、身近ではないですが、実感しました。

司会者

やはりそこが一番大きな感想ですかね。2 番さんはいかがですか。

2 番

自分も同じで、こういう事件があるのかと感じました。今後、参加する方には、気構えなくていいよという思いです。

司会者

心配しないで参加していいのではないかとということですかね。3 番さんいかがですか。

3 番

いい社会勉強になりました。

司会者

4 番さん。

4 番

指名されたら、一度はするべきですね。テレビやなんかでしか知らないから、実際に本物というか、こういうようなやり方だと分かるためにも、やってみた方がいいと思います。

司会者

5 番さん。

5 番

私も選ばれると思っていなかったもので、びっくりしたというのと、人生に一度あるかないかの経験だったと思うので、普段感じることのできない気持ちを経験できたと思っているので、知見を広げるためにも、ぜひいろんな人にも参加してもらいたいなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。報道機関の方から何か御質問があればいただこうと思いますが、いかがですか。

報道関係者

北海道新聞の記者です。裁判員裁判が始まってだいぶ経ちますが、職場から送り出される際に、困ったこととか、逆に助かったこともあると思います。それぞれの職場で、裁判員に指名されたので参加しますと言った時の反応や、4日間とか8日間とか仕事を休まれて職場に戻った時の反応を教えてください。

司会者

参加したことに関する職場の反応について何かあれば聞きたいということですかね。何かございますか。

1 番

私の会社は、裁判員に決まった時に、有給休暇ではなく特別休暇という扱いにしてくれて、いろいろ行かなければならない時は特別休暇扱いになりました。

司会者

参加するための特別休暇の制度が整備されていたということですか。

1 番

制度自体はなかったと思います。急遽です。

司会者

あらかじめ準備していなかったにも関わらず、勤務先が配慮して、参加の後押しをしてくれたということですか。

1 番

はい。

司会者

他に職場との関係で、このようなことがあったということがあればお聞きしたいと思いますが、2 番さんはどうですか。

2 番

自分の会社は制度がありました。公民権行使のための休みの規定があって、自分は知らなかったのですが、裁判員に選ばれたことを上司に話した時に、こういう制度があるからと説明されました。会社としては自分が初めてで、制度はあったのですが全く使われていなかったということでした。

司会者

3 番さんはどうですか。

3 番

職場では自分が 2 人目で、前例があったので、すんなり特別休暇をもらえました。

司会者

4 番さんはどうですか。

4 番

私も勤めていますが、意外と理解があるのにびっくりしました。1 番さんがおっしゃったように特別休暇という休暇はないのに、特別休暇という扱いにしてもらいました。何ら問題はなかったです。裁判員制度そのものを理解しているのではないかなと思います。

司会者

制度の普及はかなり進んでいるということですか。

4 番

そうだと思います。

司会者

5 番さんはどうですか。

5 番

特に制度とかはなかったのですが、職場の人にも「なかなかない機会だから、勉強できたらいいんじゃないの。」と言われました。私の場合は、後日、職場にも研修会として裁判官と裁判所の職員に来ていただいて、職員 30 名くらい参加したのですが、こういう時ではないと聞けないことをたくさん聞けたので、良い経験だと言っていました。

司会者

職場に理解がある、そういったところに勤めていらっしゃるからこそ、裁判員裁判に実際に参加していただいて、今日もお越しになっているということかもしれません、少なくとも制度がそれなりに定着、普及しているという印象ですかね。

では、一通り、予定されていたところは終わりましたが、最後に法曹関係者から一言ずつコメントをいただきたいと思います。

田岡判事

今日参加された方々には大変感謝しています。今後も裁判員裁判はありますので、

職場等で裁判の経験を広めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

田中検事

先ほどから申し上げていますが、検察官に立証責任がありますので、今後も引き続き分かりやすい裁判の進行ということに努力していきたいと思います。

清水弁護士

全般的には分かりやすいという御感想だったようで、半分はホッとしているところですが、今日の意見をまた組み入れて、より良い弁護活動ができればいいなと思っています。ありがとうございました。

司会者

これで、本日の意見交換と終了といたします。どうもありがとうございました。

以 上